

市有土地境界確定申請書

令和 年 月 日

京都府八幡市

市長 堀口文昭 様

申請者 住所
又は
受任者 氏名 印

連絡先 電話 () 局 番

私所有の土地と市有土地の境界が不明のため、確定されるよう関係書類を添えて申請します。

申請地	番地先
公共用地の種類	市有（道路・水路） その他（ ） 旧国有（道路敷・水路敷・泥揚敷）
申請の目的	
添付する関係書類	1. 印鑑証明（申請地所有者に係るもの） 2. 隣接所有者の調書（申請者を含む） 3. 付近見取り図 4. 公図の写し 5. 地積測量図（法務局に備付けられている場合） 6. 実測平面図 7. 登記事項証明書（要約書不可） （市有土地確定に要する全ての土地に係るもの）

- (注意) 1. 提出部数 2 部（正本・副本）
2. 申請書の作成については裏面をよくお読みください。

1. 申請書には、申請地所有者の実印を押印してください。
申請地所有者が代理人を指定するときは、「委任状」を添付し、委任状に実印を押印してください。
2. 付近見取り図は、住宅地図、都市計画基本図等によるものとし、申請箇所を朱色で表示してください。
3. 公図の写しは、法務局備付けの地図によること。
境界確定の協議に必要な資料ですから、正確かつ広範囲（B 4以上）に謄写し、各筆所有者名、縮尺（表示されている場合）、方位、法務局名、調査年月日及び調査者氏名を記入して下さい。また申請地が複数の町界に接する場合は、関係地の単独公図を添付し合成公図を作成してください。
4. 地積測量図が法務局に備付けられている場合は、参考図としてその写しを提出してください。
5. 実測平面図は、現地の形状が明確に把握できるよう周辺部も含め道路、水路、境界標識、堀、家屋等の地形地物を明記してください。（縮尺は1／250を標準とし、方位、土地の地番、所在地、作成者氏名を記入のこと。）
6. 登記事項証明書は発行後1ヶ月以内のもの、印鑑証明書は発行後3ヶ月以内のものに限ります。（原本還付不可）
7. 申請地の登記名義人が死亡しており相続登記の手続がなされていない場合は、相続関係を示す説明図を作成し、作成者氏名を記入の上押印してください。